

転送・代理受領 申込書

【必須書類】申込者（世帯主）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード表面の写し等）
 ※代理申込の場合、代理人の本人確認書類、代理権を証する書類、委任状 も提出してください。

以下の記載を持って、裏面の【誓約・同意事項】に同意したものとみなします。
 申込前に、裏面の【誓約・同意事項】を必ずすべて確認してください。

1. 申込者（世帯主）

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		性別	男性 ・ 女性 ・ その他
住所	〒 ー 連絡先電話番号： ()		

2. 転送の申込の場合は、以下の転送先欄に転送先住所を記載してください。

転送先欄	住所	〒 ー 連絡先電話番号： ()	
------	----	---------------------	--

3. 代理受領の申込の場合は、以下の代理人欄に代理人情報を記載してください。

代理人欄	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		性別	男性 ・ 女性 ・ その他
	住所	〒 ー 連絡先電話番号： ()		

【誓約・同意事項】

本申込にあたっては、下記のすべての内容に誓約・同意いただく必要があります。

- ・令和7年度住民税非課税世帯緊急支援事業において配布するギフトカード（以下「ギフトカード」という。）の下記配布対象要件に該当します。
 - ①世帯員全員の令和7年度の住民税均等割が非課税の世帯です。
 - ②世帯の中に、租税条約により住民税が課されない者はいません。
- ・既にギフトカードを受領した世帯ではありません。
- ・ギフトカードの配布対象要件の該当等を審査するため、仙台市が必要な住民基本台帳情報・税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することがあります。
- ・公簿等で確認できない場合は、仙台市からの求めに応じ、関係書類の提出を行います。
- ・申込書の届出内容に不備があり、仙台市が申込書の補正を求めたにもかかわらず、令和8年5月15日（金）までに不備が解消されなかった場合は、申込を取り下げたものとみなされ、ギフトカードを受領できません。
- ・虚偽によりギフトカードを不正に受領した場合は、刑法第246条の詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処される場合があります。